

豊明産農産物PRデザイン取扱要領

令和6年3月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、豊明産農産物PRデザイン（以下「PRデザイン」という。）を豊明市以外のものが複製し使用することに関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、PRデザインとは、別表に定める次に掲げるものをいう。

- (1) 豊明産農産物PRシール
- (2) 豊明産農産物PRイラスト

(規格)

第3条 豊明産農産物PRシールの規格は縦3センチ、横4センチ、角丸とする。

- 2 豊明産農産物PRシールを複製し使用する場合は、同条第1項の規格を豊明市の許可なく改変することはできない。

(使用目的)

第4条 PRデザインは、次に掲げる場合を除き、豊明産の農産物であることをPRする目的で、使用することができる。

- (1) 法令、公序良俗に反する目的、または、そのおそれのある目的に供される場合
- (2) この要領に従わない場合
- (3) その他、豊明市が使用について不相当と認めた場合

(使用方法)

第5条 PRデザインを複製し使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、それぞれ次に掲げる範囲内において、複製し使用することができる。

- (1) 豊明産農産物PRシールを申請者が自ら複製し、豊明産農産物に貼付すること。
- (2) 豊明産農産物PRイラストを複製し、文字等を追記して使用すること。
- (3) その他、事前に豊明市に認められた方法で使用すること。

(使用手続き)

第6条 申請者は、使用開始前に豊明産農産物PRデザイン複製・使用申請書(様式1)(以下「申請書」という。)により豊明市に使用申請し許諾を受けなければならない。

2 豊明市は、申請者の申請がこの要領に照らし適当と判断した時は、申請者に対し、豊明産農産物PRデザイン複製・使用許諾書(様式2)により使用を許諾する。

(使用料)

第7条 PRデザインの使用料は無償とする。

(データの提供)

第8条 使用許諾を受けた申請者は、PRデザインの基本デザインについて電子データの提供を豊明市から受けることができる。

(使用期間)

第9条 PRデザインの使用期間は、申請書に記載した使用期間の終了日までとする。ただし、使用期間は最長で5年間とする。

2 前項の使用期間終了後において、引き続きPRデザインを使用しようとするときは、あらためて第6条に定める使用手続きの申請を行い、豊明市の使用許諾を受けなければならない。

(許諾の取消し)

第10条 豊明市は、PRデザインの使用がこの要領及び許諾の内容に違反していると認められる場合は、許諾を取り消すことができる。取り消された者はその対象物を使用してはならない。

(補足)

第11条 この要領に定めのない事項が生じたときや、この規定の解釈について疑義が生じたときは、協議の上解決する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

(1) 豊明産農産物PRシール



※規格：縦3センチ、横4センチ、角丸

(2) 豊明産農産物PRイラスト

